

# 学校等欠席者・感染症情報システム 統廃合申請システム説明資料



公益財団法人  
**日本学校保健会**  
JAPAN SOCIETY OF SCHOOL HEALTH

# 1 統廃合申請システムへのリンク

学校等欠席者・感染症情報システム

施設名：保健県教育委員会

●地域の状況 [出席停止の状況](#) [教職員の欠勤状況](#) [一般公開情報（全国）](#)  
[罹患率グラフ](#)

- ・統廃合の申請受付期間になりますと、主管課のアカウントでログインした場合にログイン後の画面に「統廃合申請画面はこちら」のリンクが表示されますので、リンクをクリックしてください。
- ・統廃合申請システムは、このリンクから入っていただかないと使用できません。

※リンクが表示されない場合は下記の問い合わせシステムでご連絡ください。

<https://school.953862.net/inquiry/>

## 2 主管課における自施設情報の修正

### 学校等欠席者・感染症情報システム 統廃合申請 20XX年度

#### 自施設情報修正

保健県教育委員会

自施設情報の内容に間違いがないかご確認ください。

間違いがなければ、そのまま「次へ」ボタンを押してください。

内容に誤りがあれば、変更して頂いて「次へ」ボタンを押してください。

※統廃合の処理が完了時にここに表示されているメールアドレスにメールが届きます。

施設名称	保健県教育委員会
担当者	山田太郎
メールアドレス	xxx@xxxxx.jp
次へ	

- 初めて統廃合申請のリンクをクリックした時だけ、自施設情報（施設名称、担当者、メールアドレス）の変更画面が表示されます。
- 統廃合の情報はここで入力されたメールアドレス宛に送信されますので、変更がある場合はかならずここで変更を行ってください。

### 3 統廃合申請のメニュー

#### 学校等欠席者・感染症情報システム 統廃合申請（20XX年度）

##### 統廃合申請メニュー

保健県教育委員会

統廃合申請の締切は20XX年3月XX日までです。

##### 1.廃校（廃園）の申請

- ・20XX年4月1日から廃校（廃園）になる学校（保育園）を申請します。
- ・申請が受理されると、20XX年4月1日から廃校（廃園）扱いとなります。
- ・過去に廃校（廃園）になっているが、システム上は廃校（廃園）扱いになっていない場合もこちらから申請を行ってください。
- ・休校（休園）については、申請していただく必要はありません。
- ・中学校を廃校申請した場合は、かならず「2.中学校区（小学校区）の変更申請」を行ってください。

##### 2.中学校区（小学校区）の変更申請

- ・20XX年4月から変更になる中学校区（小学校区）の変更を申請します。

※「新設校（新設園）の登録申請」と「施設名称・施設区分の変更申請」は感染症情報システムからいつでも申請できるようになりました。  
この統廃合申請からは申請できなくなりましたのでご注意ください。

##### 自施設情報の修正

- ・施設名、担当者名、メールアドレスはこちらから修正できます。

- ・申請のメニューは、1.廃校（廃園）、2.中学校区（小学校区）の変更 の2種類があります。
- ・自施設情報の修正は（名称、担当者、メールアドレス）の変更が可能です。
- ・メニュー画面の説明をよくご確認いただいて、適切な申請を行ってください。

## 4 申請の流れと主管課の権限設定

都道府県（政令指定都市）の主管課の場合

メニュー画面から各申請のリンクをクリック



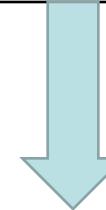
市区町村（区）の一覧画面から申請する自治体を選択  
※市区町村（区）ごとに申請します



各申請画面へ（※次ページ参照）

市区町村の主管課の場合

メニュー画面から各申請のリンクをクリック



各申請画面へ（※次ページ参照）

### 統廃合申請の主管課の権限設定

#### ○都道府県教育委員会

県立学校（幼稚園）・市町村立学校（幼稚園）すべて

#### ○都道府県私学担当課

県内の私立学校（幼稚園）すべて

※私学担当課が対応しない場合は、教育委員会が主管する。

#### ○都道府県保育担当課

県内の保育園・こども園すべて（幼稚園）

※保育担当課が対応しない場合は、教育委員会が主管する。

#### ○市区町村教育委員会

市区町村立学校（幼稚園）すべて

#### ○市区町村保育園・こども園担当課

市区町村立・私立保育園・こども園（幼稚園）すべて

※幼稚園は、教育委員会と保育担当課のいずれにおいても申請できる。

#### <留意事項>

市町村については、できれば都道府県でとりまとめて申請をお願いします。その際、都道府県と市町村で重複して申請することがないように特にご留意ください。

## 5 統廃合申請システムの各画面

廃校（廃園）申請

廃校（廃園）申請

保健県教育委員会  
< B 市 >

・廃校（廃園）する施設にチェックを入れて「最終確認へ」ボタンを押してください。  
・既に申請済の廃校（廃園）を取消す場合は、チェックを外して「最終確認へ」ボタンを押してください。

廃校（廃園）	ID	施設区分	施設名称
<input type="checkbox"/>	11001	保育園	テスト保育園
<input type="checkbox"/>	13001	小学校	テスト小学校
<input type="checkbox"/>	14002	中学校	テスト中学校

中学校区（小学校区）の変更申請

中学校区（小学校区）変更申請

保健県教育委員会  
< B 市 >

・複数の中（小）学校区が一つの中（小）学校区に統合される場合は、それぞれの「変更後中（小）学校区」に同じ中（小）学校区を選択してください。  
・新設の中（小）学校のためリストに無い場合は備考欄に記載ください。  
例) 新設：保健中学校  
・一つの中（小）学校区が分割する場合は備考欄に記載ください。  
例) 分割：保健第二中学校、保健第三中学校  
・既に申請済の変更を取消す場合は、「取消」にチェックを入れてください。  
・入力が終わりましたら「最終確認へ」ボタンを押してください。

No.	変更前 中（小）学校区	変更後 中（小）学校区	備考	取消
1	第一中学校	<input type="button" value="▼"/>		
2	第二中学校	<input type="button" value="▼"/>		
3	第三中学校	<input type="button" value="▼"/>		
4	河南中学校	<input type="button" value="▼"/>		
5	浜山中学校	<input type="button" value="▼"/>		
6	南中学校	<input type="button" value="▼"/>		
7	平田中学校	<input type="button" value="▼"/>		
8	旭丘中学校	<input type="button" value="▼"/>		
9	光中学校	<input type="button" value="▼"/>		

※「新設校（新設園）の登録申請」と「施設名称・施設区分の変更申請」は感染症情報システムからいつでも申請できるようになりました。統廃合申請の機能からは除外されていますのでご注意ください。

\*詳細な申請方法はマニュアル(p.119~128)をご確認ください。